

- 生活を立て直したい…
- 仕事や家計に関する相談がしたい…
- 経済的に困っているが、どこに相談してよいのかわからない…



このようなことでお困りの方

# 生活支援相談窓口

へ来所、または電話でご相談ください

## 相談支援員が問題の解決に向けた支援を行います

### 自立相談 支援

- 相談される方の生活状況をお聞きし、問題を確認します。
- 一人ひとりの状況に応じた自立支援計画（プラン）を一緒に作ります。
- 各種支援事業や関係機関等と連携した支援を継続して行います。
- 関係する制度や窓口へつなぎます。

※社会福祉士等の資格を持つ相談支援員が相談に応じます。

## 一人ひとりの状況に応じた支援を行います (各種支援事業等)

### ハローワークとの 一体的な就労支援

すぐに仕事に就くことができる方へのハローワークと連携した就労支援

### 住居確保給付金の 支給

離職等により住居を失った又はそのおそれがある方へ家賃相当額を有期で給付

### 就労準備支援

就職活動に向けたビジネススマナー講習等の支援

### 学習支援

高校進学・定着を目的とした学習支援

### 家計改善支援

家計管理に関する相談、債務整理、貸付のあっせん等の支援

### 一時生活支援

一定期間、宿泊場所や食事等を提供

※住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。詳しくは、お問い合わせください。

## 問い合わせ

生活支援相談窓口 (福祉部生活福祉課生活支援係)

電話 03-5273-3853 (直通) FAX 03-3209-0278

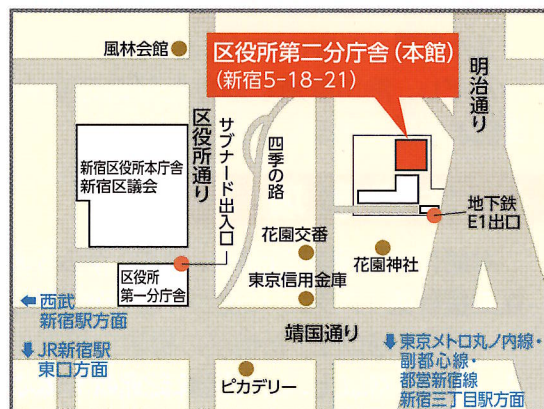
## 相談場所・時間

(平成31年4月より、3階から1階へ移転しました)

新宿区役所第二分庁舎1階

月～金曜日 (年末年始及び祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

※来所が困難な方には、ご自宅への訪問を行います。



MEMO